

## インド向け輸出養殖水産動物用飼料・飼料用魚粉の取扱要綱

### 1 目的

この要綱は、インド向け輸出養殖水産動物用飼料・飼料用魚粉について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和 2 年財務省・厚生労働省・農林水産省令第 1 号）第 3 条に基づく衛生証明書の発行に関する手続を定めるものである。

### 2 定義

本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 衛生証明書：インド政府との間で様式について合意した「CERTIFICATE Covering Prawn feed / Shrimp feed / Fish feed for export from Japan to India」及び「CERTIFICATE Fish meal for export from Japan to India」
- (2) 輸出者：インド向けに養殖水産動物用飼料又は飼料用魚粉を輸出しようとする者
- (3) 製造事業者：インド向けに輸出しようとする養殖水産動物用飼料又は飼料用魚粉を製造する者
- (4) 畜水産安全管理課：農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
- (5) FAMIC：独立行政法人農林水産消費安全技術センター
- (6) 登録検査機関等：ISO/IEC17025 の認証を受けた検査機関、飼料安全法に基づく登録検定機関又は食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく登録検査機関
- (7) 飼料安全法：飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）
- (8) 検査実施要領：飼料等検査実施要領の制定について（昭和 52 年 5 月 10 日付け 52 畜 B 第 793 号農林省畜産局長通知）

### 3 衛生証明書の発行手続

- (1) 輸出者は、輸出しようとする都度、別紙様式 1 の申請書に以下の必要書類を添付し、畜水産安全管理課に提出すること。また、証明書の郵送を希望する場合には、返送に必要な料金分の切手を貼付し住所等を記入した返信用封筒を併せて提出すること。
  - ① 養殖水産動物用飼料を輸出しようとする場合
    - ア サルモネラの分析結果
      - ※ 輸出ロットで不検出であること。
      - ※ 登録検査機関等が分析した分析結果であること。
      - ※ 分析のための試料は、検査実施要領に基づき、輸出ロットから無作為に 5 点（1 点 25 g）サンプリングしたものであること。
    - イ アフラトキシンの分析結果
      - ※ 輸出ロットで 0.05 ppm 未満であること。

※ 登録検査機関等が分析した分析結果であること。

※ 分析のための試料は、検査実施要領に基づき、輸出ロットからサンプリングしたものであること。

ウ 輸出製品情報に関する書類等

- ・製品名、製造事業場、製造日（又はロット）等が分かる表示票等
- ・製造フロー等、加工条件及び使用原料の分かる書類
- ・インボイス、パッキングリストの写し（あれば）

エ 製造事業場に関する書類等

- ・製造事業場の施設配置図
- ・製造事業場で取り扱われる抗菌性物質、ステロイド及び薬理活性物質並びに動物由来原料一覧（輸出製品の製造工程における使用の有無を記載すること。）

※ 4（1）の調査以降変更がなく、4（2）の有効な調査結果がある場合は省略可能。

② 飼料用魚粉を輸出しようとする場合

ア サルモネラの分析結果

※ 輸出ロットで不検出であること。

※ 登録検査機関等が分析した分析結果であること。

※ 分析のための試料は、検査実施要領に基づき、輸出ロットから無作為に5点（1点25g）サンプリングしたものであること。

イ アフラトキシンの分析結果

※ 輸出ロットで0.01 ppm未満であること。

※ 登録検査機関等が分析した分析結果であること。

※ 分析のための試料は、検査実施要領に基づき、輸出ロットからサンプリングしたものであること。

ウ 製品の一般成分に関する書類

輸出予定品が、下表のグレード1又はグレード2を満たす製品である旨を約した誓約書又は各分析項目に関する分析結果

項目	インド側の基準	
	グレード1	グレード2
水分	10.0 %未満	10.0 %以下
粗たんぱく	60.0 %以上 (60.0 %を含まない)	50 %以上
粗脂肪	12.0 %未満	12.0 %以下
酸不溶性灰分	3.0 %未満	5.0 %以下
NaCl	4.0 %未満	5.0 %以下
アンモニア	0.5 %未満	

エ 輸出製品情報に関する書類等

- ・製品名、製造事業場、製造日（又はロット）等が分かる表示票等
  - ・製造フロー等、加工条件の分かる書類
  - ・インボイス、パッキングリストの写し（あれば）
- オ 製造事業場に関する書類等
- ・製造事業場の施設配置図
  - ・製造事業場で取り扱われる抗菌性物質、ステロイド及び薬理活性物質並びに動物由来原料一覧（輸出製品の製造工程における使用の有無を記載すること。）
- ※ 4（1）の調査以降変更がなく、4（2）の有効な調査結果がある場合は省略可能。

（2）畜水産安全管理課は、FAMIC に対し輸出製品の製造事業場に係る調査を依頼する（有効な調査結果が既に FAMIC から通知されている場合を除く。）。当該調査及び書類審査の結果、申請内容に問題がないと認められるときは、別紙様式 2（養殖水産動物用飼料）又は別紙様式 3（飼料用魚粉）により衛生証明書を発行するものとする。

#### 4 製造事業場の調査

- （1）FAMIC は、3（2）の調査依頼があった製造事業場に立ち入り、養殖水産動物用飼料の場合は別紙様式 2 の IV の 1 の i、2 及び 3、魚粉の場合は別紙様式 3 の II の 1、2、5、10 及び 11 に記載の事項を満たすことを調査し、その結果を畜水産安全管理課に報告する。
- （2）畜水産安全管理課は、（1）の調査結果を踏まえ、別紙様式 4 により、製造事業場の調査結果を輸出者に通知する。
- （3）（1）の調査結果の有効期間は 3 年間とする。ただし、（1）の調査以降に当該製造事業場における施設配置、使用原料又は製造工程（加工条件、管理方法を含む。）に変更があった場合には、当該製造事業者又は輸出者は、別紙様式 5 により畜水産安全管理課に連絡することとし、同課において改めて調査結果の有効性を判断することとする。
- （4）製造事業者又は輸出者は、別紙様式 6 により、（1）の事項に係る製造事業場の調査について畜水産安全管理課に申請することができる。この場合、畜水産安全管理課は、FAMIC に対し当該製造事業場の調査を依頼するものとし、当該調査に係る手続は、（1）から（3）までに準じるものとする。

インド向け輸出養殖水産動物用飼料（又は飼料用魚粉）に添付する衛生証明書発行申請書

年 月 日

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長 殿

申請者（輸出者）

住所

氏名

（法人にあつてはその所在地、名称及び代表者の氏名  
並びに担当者の部署、氏名、連絡先）

下記の製品についてインド向けに養殖水産動物用飼料（又は飼料用魚粉）を輸出したいので、農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に係る手続規程（令和2年4月1日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）別表1の別紙IN-F1「インド向け輸出養殖水産動物用飼料・飼料用魚粉の取扱要綱」の3の（1）に基づき、衛生証明書の発行を申請します。

記

1. 製品の詳細

（1）輸出相手国の輸入者の氏名及び住所（英語）：

（2）製造事業場の名称及び所在地（日英併記）：

（3）飼料の製品名（日英併記）：

（4）製品の原材料（日英併記）：

（5）製品の加工状態（日英併記）：

（6）荷姿：

（7）製造ロット：

（8）数量及びネットウェイト（kg）：

（9）出発港（日英併記）：

（10）到着港（日英併記）：

(11) 輸送方法（船舶の英語名称、航空機の便名）：

(12) 輸出年月日：

## 2. 誓約事項

(1) 輸出入関係手続上のトラブル、損失等については、国は補償できないことを了解します。

(2) 次のいずれかに該当する場合には、衛生証明書の発行が取り消され、又は衛生証明書の発行が停止される場合があることを了解します。

- ・輸出者が、本手続において不正を行った場合
- ・輸出製品が、関係法令に基づく販売禁止、廃棄又は回収の命令等の対象となった場合
- ・輸出者が、輸出相手国の通関関係機関に提出又は提示する目的以外の目的で衛生証明書を取得した場合

(3) 次のアからケまでの内容を満たすものであることを誓約します。

ア 前記1の記載事項が正しいこと。

イ 輸出しようとする製品は関税法（昭和29年法律第61号）第2条第1項第4号の「内国貨物」であること。

ウ 製造事業場は、FAMICが製造事業場の調査した日以降、FAMICが確認した内容に変更がないこと。

エ 輸出しようとする製品には、抗菌性物質、ステロイド及び薬理活性物質並びにほ乳類の肉粉、骨粉及び血粉が含まれていないこと。

オ サルモネラの分析に用いた試料は、輸出する製品と同一ロットから無作為に5点（1点25g）抽出したもので、「飼料等検査実施要領の制定について」（昭和52年5月10日付け52畜B第793号農林省畜産局長通知）に基づきサンプリングしたものであること。また、分析実施者はISO/IEC17025認証を受けた検査機関、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）に基づく登録検定機関又は食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく登録検査機関であること。

カ アフラトキシンの分析に用いた試料は、輸出する製品と同一ロットから「飼料等検査実施要領の制定について」に基づきサンプリングしたものであること。また、分析実施者はISO/IEC17025認証を受けた検査機関、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づく登録検定機関又は食品衛生法に基づく登録検査機関であること。

キ 製造業者から出荷された後、開封等がされておらず、適切な管理が行われている製品であること。

ク 輸出者が申請者である場合は、輸出者が製造業者と密に連絡をとり、本申請書の記載内容と輸出しようとする製品の内容に相違がないことを確認していること。

ケ 調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い、貨物の開梱等を行うこと。

住所

氏名

（法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名）

(申請書の記載等に関する注意事項)

1. 本申請書の記載内容及び証明内容を確認できることができる関係書類（サルモネラ及びアフラトキシンの分析結果、輸出用飼料の表示の写し、インボイス・パッキングリスト等の写し、輸出用飼料の製造フロー等）を添付すること。
2. 本申請書に基づく証明書を受け取る際には、当該証明書の記載事項が本申請書の記載事項と相違ないことを確認すること。

# MAFF

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

## CERTIFICATE

Covering Prawn feed / Shrimp feed / Fish feed  
for export from Japan to India

Reference number. \_\_\_\_\_

County of dispatch: Japan

Competent authority: Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

Inspection body:

Phone: (+81)3-3502-8702

Facsimile: (+81)3-3502-8275

E-mail: feed@maff.go.jp

### I. Details identifying the feed

Name of product:	Major Ingredients of the feed	State or type of processing	Type of packaging:	Batch or lot number:	Number of packages:	Net weight:
Sum :						

### II. Provenance of the feed

Name and address of manufacturing plant or establishment(s) of which notified MAFF:

Name and address of consignor:

### III. Destination of the feed

The Prawn feed / Shrimp feed / Fish feed is to be dispatched from

: \_\_\_\_\_ (Place of dispatch) in Japan to

: \_\_\_\_\_ (Place of destination) in India by the following means of transport:

Name of consignee and address at place of destination:

### IV. Attestation

1. This is certified that:

- i) The feed has been manufactured at the feed manufacturing facility with implementation of risk management practices for feed production, including cleaning of facilities and manufacturing lines, prevention of cross contamination, and management of storage locations, which are described in the relevant Chapter of OIE Aquatic Animal Health Code
- ii) The feed has been examined for microbial parameters by drawing random samples, which show the following results:

*Salmonella* : absence in 25 g ; n=5, c=0, m=0, M=0

n=number of samples to be tested;

m= threshold value for the number of bacteria; the result is considered satisfactory if the number of bacteria in all samples does not exceed m;

M= maximum value for the number of bacteria, the results considered unsatisfactory if the number of bacteria in one or more samples is M or more; and

c= number of samples the bacterial count of which may be between m and M, the sample is being considered acceptable if the bacterial count of the other sample is m or less

2. The feed has been manufactured in accordance with Feed Safety Act, which stipulates that antimicrobial agents, steroids and pharmacologically active substances including the followings shall not be used in feed.

- 1) Chloramphenicol
- 2) Nitrofurans including Furaltadone, Furazolidone, Furylfuranamide, Nifuratel, Nifuroxime, Nifurprazine, Nitrofurantoin, Nitrofurazone
- 3) Neomycin
- 4) Nalidixic acid
- 5) Sulfamethoxazole
- 6) *Aristolochia* spp and preparations thereof
- 7) Chloroform
- 8) Chlorpromazine
- 9) Colchicine
- 10) Dapsone
- 11) Dimetridazole



- 12) Metronidazole
- 13) Ronidazole
- 14) Iprnidazole
- 15) Other nitroimidazoles
- 16) Clenbuterol
- 17) Diethylstilbestrol and other steroids
- 18) Sulfonamide drugs
- 19) Fluoroquinolones
- 20) Glycopeptides
- 21) Tetracycline
- 22) Oxytetracycline
- 23) Trimethoprim
- 24) Oxolinic acid

3. No mammalian meal, bone meal and blood meal has been added at any stage during the processing of the product.
4. The feed is feed free from aflatoxins or < 0.05 ppm

\_\_\_\_\_  
(Signature)

(Name of position)  
Food Safety and Consumer Affairs Bureau  
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

(Reference No.)

Date of issue : \_\_\_\_\_

# MAFF

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

## CERTIFICATE

Fish meal for export from Japan to India

Reference number. \_\_\_\_\_

### I Product Description:

Species (Common name and scientific name)/ Major Ingredients:

1. Consignor (name and address in full)	2. Health certificate
3. Consignee (name and address in full)	4. Country of origin
5. Competent Authority	6. Place of loading:
5.1 Ministry:	
5.2 Department	
7. Quantity (in words and figures):	8. Consignment identification details ( Batch number of the product/s)
7.1. Number of packs:	

<p>7.2 Net weight:</p> <p>9. Address of manufacturing plant:</p> <p>11. Date of the notification of the manufacturing plant to MAFF</p> <p>13. Name and address of the Registration/ Accreditation authority</p> <p>15. H.S Code</p>	<p>10. Port of Entry:</p> <p>12. Mode of Transport:</p> <p>14. Intended use:</p> <p>16. Place:</p> <p>Date:</p>
--	---

## II Attestation

This is certified that:

1. The fish meal has been manufactured at the feed manufacturing facility with implementation of risk management practices for feed production, including cleaning of facilities and manufacturing lines, prevention of cross contamination, and management of storage locations, which are described in the relevant Chapter of OIE Aquatic Animal Health Code.
2. The product is free from infectious pathogens of OIE listed diseases for aquatic animals and there is no risk of spreading those diseases via the product.

3. The products shall have proper labeling, ensuring traceability.
4. The fish meal has been examined for microbial parameters by drawing random samples, which show the following results:

*Salmonella* : absence in 25 g ; n=5, c=0, m=0, M=0

n=number of samples to be tested;

m= threshold value for the number of bacteria; the result is considered satisfactory if the number of bacteria in all samples does not exceed m;

M= maximum value for the number of bacteria, the results considered unsatisfactory if the number of bacteria in one or more samples is M or more; and

c= number of samples the bacterial count of which may be between m and M, the sample is being considered acceptable if the bacterial count of the other sample is m or less

5. The fish meal has been manufactured in accordance with Feed Safety Act, which stipulates that antimicrobial agents, steroids and pharmacologically active substances shall not be used in feed.
6. Maximum moisture level shall be 10%.
7. The fish meal is free from aflatoxins or < 10 ppb.
8. Composition of the ingredients and chemicals shall be indicated on the label.
9. Fish meal shall adhere to the Indian standards prescribed by BIS (IS: 4307 - 1983(Re-Affirmation on 2004). Fish meal shall be either of the two grades, viz. Grade 1 and Grade 2 as per the following specifications):

		Grade 1	Grade 2
1.	Moisture present percent by mass, Max	<10.0	10.0
2.	Crude protein (N x 6.25) percent by	>60.0	50.0

	mass, Min		
3.	Crude fat or petroleum ether extract present by mass, Max	<12.0	12.0
4.	Acid insoluble ash Present by mass, Max	< 3.0	5.0.
5.	Sodium Chloride (NaCl present by mass, Max	< 4.0	5.0

(Requirements for characteristics (2) to (4) are on moisture free basis)

10.The fish meal shall be steam or flame dried.

11.No mammalian meal, bone meal and blood meal has been added at any stage during the processing of the product.

12.the Residual Ammonia content shall be less than 0.5%.

\_\_\_\_\_  
(Signature)

(Name of position)

Food Safety and Consumer Affairs Bureau  
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

(Reference No.)

Date of issue : \_\_\_\_\_

別紙様式4

年 月 日

殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長

インド向け輸出養殖水産動物用飼料（又は飼料用魚粉）の製造事業場の調査結果について

年 月 日付け貴殿からの文書に基づき、当該製造事業場の調査を行ったところ、結果は下記のとおりです。

記

1 製造事業場の名称及び所在地

2 調査結果

農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程（令和2年4月1日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）別表1の別紙IN-F1「インド向け輸出養殖水産動物用飼料・飼料用魚粉の取扱要綱」に基づくインド向け輸出飼料等の製造事業場として、適当／不適である。

3 本通知の有効期間

年 月 日から 年 月 日まで

注意

2で不適の場合は、3は記載しないこと。

変更の報告に基づく調査の場合、当初の有効期間を延長しないこと。ただし、当初の調査に相当する立入調査を実施した場合は、延長することができる。

別紙様式 5

年 月 日

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長 殿

住所

氏名

(法人にあつてはその所在地、名称及び代表者の氏名  
並びに担当者の部署、氏名、連絡先)

インド向け輸出養殖水産動物用飼料（又は飼料用魚粉）の製造事業場の変更について（連絡）

標記に係る製造事業場について、以下のとおり変更したいので、農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に係る手続規程（令和2年4月1日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）別表1の別紙 IN-F1「インド向け輸出養殖水産動物用飼料・飼料用魚粉の取扱要綱」4（3）に基づき、連絡いたします。

#### 記

- 1 製造事業場の名称及び所在地
- 2 変更内容
- 3 変更時期

#### 注意

変更内容に応じ、変更内容を補足説明する以下の資料を添付すること。

製造事業場で取り扱われる抗菌性物質、ステロイド及び薬理活性物質並びに動物由来原料一覧（輸出製品の製造工程における使用の有無を記載すること。）、製造事業場の施設配置図、輸出製品の製造フロー

インド向け輸出養殖水産動物用飼料（又は飼料用魚粉）の製造事業場の調査申請書

年 月 日

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長 殿

住所

氏名

(法人にあつてはその所在地、名称及び代表者の氏名  
並びに担当者の部署、氏名、連絡先)

下記の製造事業場で製造する輸出養殖水産動物用飼料（又は飼料用魚粉）を輸出したいので、農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に係る手続規程（令和2年4月1日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）別表1の別紙IN-F1「インド向け輸出養殖水産動物用飼料・飼料用魚粉の取扱要綱」4（4）に基づき、申請いたします。

記

- 1 製造事業場の名称及び所在地
- 2 調査結果の有効期間（継続の場合のみ記載）
- 3 添付資料
  - ・製造事業場で取り扱われる抗菌性物質、ステロイド及び薬理活性物質並びに動物由来原料一覧（輸出製品の製造工程における使用の有無を記載すること。）
  - ・製造事業場の施設配置平面図
  - ・輸出製品の製造フロー